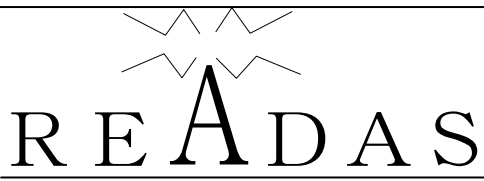


第 5791 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 9月 7日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 到着時免税店の導入

Q：平成29年度の税制改正で到着時免税店制度が導入されるようになったそうですが、どのようになっていますか？

A：今月成田空港で2店舗がオープンします。

【解説】

到着時免税店を設置すると入国旅客は本邦に到着した後においても免税品の購入が可能になり、入国旅客の利便性の向上、国際観光旅行の促進につながるとして、平成29年度の税制改正で、到着時免税店制度が導入されることとなりました。

したがって、今後は、到着時免税店(保税売店)で入国旅客が購入して輸入する物品(外国貨物)は、現行の携行品免税制度の対象となり、関税及び内国消費税(酒税、たばこ税を含む)が一定の範囲内で免除されることとなります。

携行品免税制度の対象となる主なものは、酒類3本、紙巻たばこ400本、香水2オンス、その他の物品20万円以下などです。

この改正を受けて、成田空港では、第2ターミナルにおいて9月に「Fa-So-La ARRIVAL DUTY FREE NORTH」と、「Fa-So-La ARRIVAL DUTY FREE SOUTH」の2店舗をまずオープンさせ、次いで、第1及び第3ターミナルについても年内にオープンするとしています。また、その他の空港でも到着時免税店を設置する動きがあるようです。

便利になりますね。

